

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

土地の形質変更に係る事前届出の添付書類の見直し

提案団体

愛媛県、松山市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町

制度の所管・関係府省

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

土壤汚染対策法第4条に基づく届出に係る同意について、土地改良事業の実施に係る同意書で代替可能とする。

具体的な支障事例

土地の形質変更の対象面積が3千㎡を超える事業地区について、土壤汚染対策法(以下、法)第4条第1項に基づき届出を行う必要があり、土壤汚染対策法施行規則(以下、規則)において、届出者が土地の所有者でない場合は土地の所有者等の全員の同意を書面で提出するよう定められているが、近年相続により関係人調査等に時間を要する事案が多発しており、届出に時間を要する大きな要因となっている。

一方、土地改良事業を実施する農業振興地域では、土地利用に制限があることから、これまで当県において特定有害物質による汚染状況調査が必要とされる場合(法第4条第3項)は無く、使用しない同意書の徴取が負担となっているのが実情である。

規則で提出を求める同意書は、土地の形質の変更が行われる場合に指定調査機関等が土壤汚染状況調査を行うことの同意及び調査結果を法第4条第1項の届出に併せて知事に対し提出することの同意が目的であるが、土地改良事業においては、既に事業実施の際に土地改良法に基づき同意を徴集し事業を実施しており、事業実施に伴う一連の調査等に対して既に了解を得ている実態がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地改良事業計画の同意書を法4条1項の同意書を含むものとして取り扱うことで、早期の事業実施地区の把握及び土壤汚染状況調査の要否の決定、届出に係る同意書徴集事務の簡素化、土地の形質変更の届出の迅速化・簡素化に資する。

根拠法令等

土壤汚染対策法第4条第1項、土壤汚染対策法施行規則第23条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形市、茨城県、川崎市、長野県、豊橋市、豊田市、滋賀県、寝屋川市、鳥取県、徳島県、久留米市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○土地改良事業において、土地改良法に基づき事業実施の同意を徴集し、事業実施に伴う一連の調査等に対

して既に了解を得ている実態があれば、それを同意書の代替とすることで、届出の迅速化・簡素化は期待できる。

○当市においては農業振興地域での大規模な土地の形質の変更の事案により問題となることは想定されないところである。なお、土地利用に制限があることから土壤調査が必要とされる場合がなく、土地改良法に基づき土地の形質の変更を行うことの同意が事実上得られているのであれば、提案のとおりの変更を行うことでも土壤汚染対策法の趣旨に沿う運用が可能であることから、現行の地方分権のルールにおいても、地域の実情に応じた自治体の判断により、提案のとおりの変更を行えるものとする。

○土壤汚染対策法の同意書は、当該土地の所有者等に当該土地の形質の変更の実施について、同意を求めるものである。そのため、土地改良事業の実施に係る同意書が、その内容を満たしているのであれば、代替は可能だと考える。

○現制度でも工事の請負契約書等で代替可能と考える。

各府省からの第1次回答

土地改良法に基づく同意は、国営・都道府県営事業の場合は農家等の申請人(市町村等営事業の場合は市町村等)が土地改良事業計画の概要等について、事業参加資格者(原則として農地の使用収益権者。必ずしも所有者とは限らない。)から徴集し、3分の2以上の同意をもって国営・都道府県営事業を行うことを事業主体に申請(市町村等営事業の場合は事業主体が土地改良事業を行うことを発意)するための手続である。

土壤汚染対策法第4条において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りるため、例えば、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類等が考えられる。このことについては「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において周知しているところである。

土地改良事業実施に係る同意書についても、都道府県等の判断により上記のような通知の趣旨を踏まえ土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意の確認に使用することは、妨げるものではない。

なお、土地改良法に基づく一連の手続により、適法に成立した土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面(事業計画決定の公告文等)についても、土壤汚染対策法第4条第1項に関する同意を証する書面として扱うことが可能と考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土壤汚染対策法第4条において求める同意書について、事業実施者及び保健所等に対して、「新たに同意書を作成する必要はない」ケースの解釈範囲が明確化されておらず、これまで届出のために改めて同意書を徴集している状況である。

回答の「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知)において、同意書に代替するものとしては、『当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書に代るものとして、「土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類(所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し)」が想定される』と記載されており、土地の形質の変更の実施について所有者の意向・関係性が明確なものであれば、同意書と見なせる意図であると理解できるものの、回答の後段でお示しいただいた土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を含む事については、現状では理解が及び難いと思慮する。

今回の提案について、土地改良事業実施に係る同意書、土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を、同意を証する書面として取り扱うことが可能なのであれば、その旨を例示等として通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

第一次回答で示したように土壌汚染対策法第4条第1項において求める同意書については、必ずしも新たに同意書を作成する必要はなく、土地の所有者等が土地の形質の変更の実施について同意していることが明らかとなる書類で足りる。

土地改良事業実施に係る同意書や土地改良事業計画に係る事業計画を定めたことを証する書面を同意を証する書面として取扱うことについて、例えば「土壌汚染対策法に関する Q&A」へ具体的に記載するといった形で対応する。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【環境省】

(12) 土壌汚染対策法(平14法53)

一定規模以上の土地の形質変更に係る届出(4条1項)に関し、土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合における土地の所有者等の同意書(施行規則23条2項2号)については、都道府県等へ実態調査等を行った上で、土地改良事業実施に係る同意書等を土地の所有者等の同意書として取り扱うことが可能であることの明確化も含めて、都道府県等及び事業者の負担の軽減を図る観点からその在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:農林水産省)